

～ 配偶者暴力からあなたを守るために ～



「配偶者からの暴力」とはどのようなもの？

配偶者暴力防止法では、婚姻関係又は事実婚関係にある配偶者からの

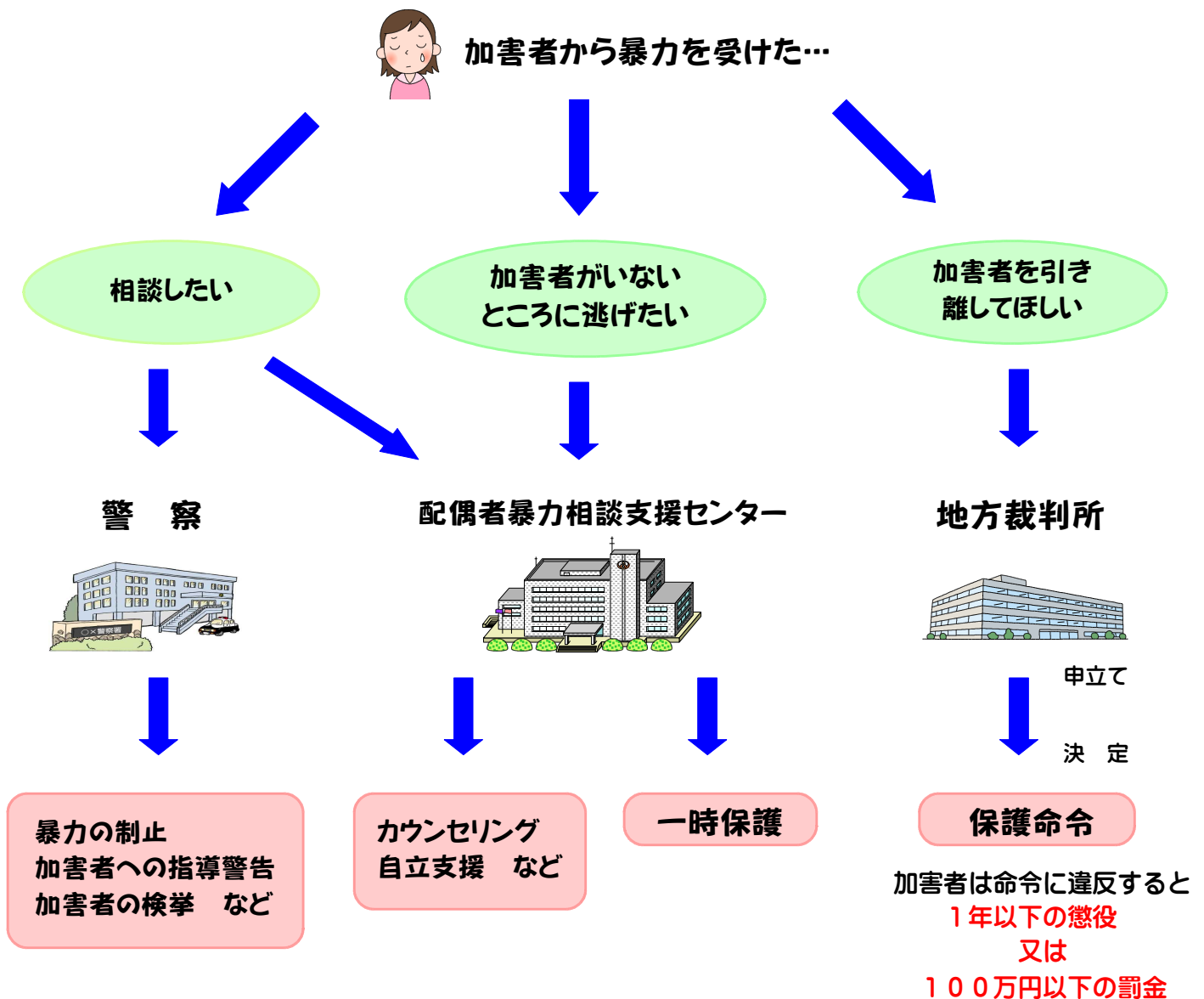
- ① 身体に対する暴力
- ② 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力や性的暴力）

を「配偶者からの暴力」としています。

婚姻関係・事実婚関係にあったときに配偶者から暴力を受け、離婚や事実婚関係解消後も引き続き暴力を受ける場合も含まれます。

また、生活の本拠を共にする交際関係についても、配偶者暴力防止法の規定を準用することになりました。

支援の流れ





暴力を受けたときはどうしたらいいの？

緊急性がある場合

「現に配偶者から暴力を振るわれている」「配偶者が暴れている」など緊急の場合は、110番通報をしてください。

警察官が現場に向かい、暴力行為の制止、加害者への指導警告等の必要な措置を講じます。

相談したい場合

相談は、警察や配偶者暴力相談支援センターにおいて対応します。

警察の対応

相談内容を基に、被害者の意思を踏まえた上で、

- 加害者への指導警告、加害者の検挙
- 防犯指導
- 被害の発生を防止するために必要な援助
- 保護命令制度の説明
- 関係機関への連絡、関係機関の教示

など必要な措置を講じます。

配偶者暴力相談支援センターの対応

配偶者暴力相談支援センターでは、相談内容に応じて、

- 相談機関の紹介
- カウンセリング
- 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- 被害者の自立生活促進のための情報提供等
- 保護命令制度の利用についての情報提供等
- 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供等

などを行います。

避難を考えている場合

被害者とその同伴者の一時保護は、一時保護施設がある配偶者暴力相談支援センターにおいて対応します。

更なる暴力を防止したい場合

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、保護命令を申し立てることができます。

保護命令の申立ては、地方裁判所において対応します。



「保護命令制度」とはどのようなもの？

配偶者暴力防止法では、配偶者や生活の本拠を共にする交際相手から

- 身体に対する暴力
- 生命等に対する脅迫

を受けた被害者が、更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、被害者からの申立てにより、地方裁判所が加害者に対して保護命令を出すことができると規定しています。

また、加害者が保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となります。

Q1 保護命令はどこに申し立てることができるの？

- ① 加害者の住所又は居所の所在地
- ② 被害者の住所又は居所の所在地
- ③ 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた場所のいずれかを管轄する地方裁判所です。

Q2 保護命令の申立てはどのように行うの？

保護命令の申立ては、一定の事項を記載した申立書を管轄裁判所に提出して行います。口頭やファクシミリによる申立てをすることはできません。

Q3 保護命令にはどのような種類があるの？

退去命令

加害者に対して、2か月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること、その住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものです。

※ この保護命令は、単独で発せられます。

接近禁止命令

1 被害者への接近禁止命令

加害者に対して、6か月間、被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

2 被害者と同居する子への接近禁止命令

加害者に対して、被害者への接近禁止命令の期間中、被害者と同居する未成年の子の身辺につきまったり、子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

なお、申立てるときは、子が15歳以上の場合、子の同意が必要です。

3 被害者の親族等への接近禁止命令

加害者に対して、被害者への接近禁止命令の期間中、被害者の親族等の身辺につきまったり、親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

なお、申し立てるときは、親族等の同意が必要です。

※ 「つきまとい」とは、しつこく行動に追随することをいいます。

「はいかい」とは、理由もなくうろつくこといいます。

※ 上記1は、単独で発せられます。

※ 上記2及び3については、被害者への接近禁止命令と併せて発せられるもので、単独では発せられません。

電話等禁止命令

加害者に対して、被害者への接近禁止命令の期間中、次に掲げる①から⑧の行為をすることを禁止する命令です。なお、この行為の対象者は被害者本人のみです。

- ① 面会の要求
- ② 行動を監視していると思わせるような事項を告げたり、知り得る状態に置くこと
- ③ 著しく粗野又は乱暴な言動
- ④ 無言電話をかける、緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかける、ファクシミリ装置を用いて送信する、電子メールを送信すること
- ⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかける、ファクシミリ装置を用いて送信する、又は電子メールを送信すること
- ⑥ 汚物、動物の死体その他著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付したり、知り得る状態に置くこと
- ⑦ 被害者の名誉を害する事項を告げたり、知り得る状態に置くこと
- ⑧ 被害者の性的羞恥心を害する事項を告げたり、知り得る状態に置くこと
被害者の性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付したり、知り得る状態に置くこと

※ この保護命令は、被害者への接近禁止命令と併せて発せられるもので、単独では発せられません。

Q4 保護命令は離婚後でも申し立てることができるの？

配偶者からの身体に対する暴力や生命等に対する脅迫を受けた後に離婚し、引き続き身体に対する暴力によって、生命、身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときも保護命令を申し立てることができます。

事実婚関係を解消した場合、生活の本拠を共にする交際を解消した場合も同様です。

Q5 警察や配偶者暴力相談支援センターに相談していなくても保護命令を申し立てることができるの？

申し立てることができます。

この場合は、暴力等を受けた状況等を記載した書面を作成の上、公証人役場に行き、書面の認証を受け、その書面を申立書に添付します。

Q6 保護命令が出ると警察ではどのような措置をとるの？

地方裁判所から加害者に対して保護命令が出されると、警察では

- 被害者等への防犯指導
- 加害者への指導警告

を行います。

また、加害者が保護命令に違反した場合は、捜査を行い検挙等の措置を講じます。



配偶者からの暴力が子どもに与える影響は？

子どもがいる家庭における配偶者に対する暴力は、児童虐待防止法で「心理的虐待」の行為内容に含まれています。

暴力は、それを目撃した子どもに心理的外傷を与える行為であり、子どもの心身に影響を及ぼすことがあります。

このように、配偶者からの暴力は、暴力を受けている被害者だけではなく、家族にも影響を及ぼすことがあるので、一人で悩まず、行為がエスカレートする前に相談機関に相談しましょう。



一人で悩んでいませんか？

ストーカーやDVの被害は一人で解決できるものではありません。
行為がエスカレートすると、生命や身体に大きな被害を受けるおそれもあります。
また、あなただけではなく、あなたの家族にも被害が及ぶ場合があります。
一人で悩まず、被害が深刻になる前に警察や配偶者暴力相談支援センターに相談してください。
警察では、あなたの意思を踏まえて適切な措置を講じます。

警察相談窓口

- 県民安全相談センター 018-864-9110（#9110）
- 警察本部・各警察署（代表）

警察本部 018-863-1111

鹿角警察署 0186-23-3321

大館警察署 0186-42-4111

北秋田警察署 0186-62-1245

能代警察署 0185-52-4311

五城目警察署 018-852-4100

男鹿警察署 0185-23-2233

秋田臨港警察署 018-845-0141

秋田中央警察署 018-835-1111

秋田東警察署 018-825-5110

由利本荘警察署 0184-23-4111

大仙警察署 0187-63-3355

仙北警察署 0187-53-2111

横手警察署 0182-32-2250

湯沢警察署 0183-73-2127